

されない。

8 修了の認定

- (1) 全講義の受講をもって修了を認定する。
- (2) 修了者には、いばらき防災大学修了証を交付する。

9 その他

- (1) 本要項に定めのないことその他本講座の実施に関して必要なことは、茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課長が定める。
- (2) 自然災害等、その他研修を開催するにあたって支障をきたす事案が発生した場合、やむを得ず研修会を中止する場合がございますので、予めご了承ください。